



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

石原 進介

1. はじめに

令和元年度副会長を務めております石原進介です。残暑が厳しい頃の9月号ですので、残暑お見舞い申し上げます。清水会長を中心とする執行部体制が今年4月にスタートして、早いもので4カ月が過ぎました。

今年は、令和という新しい元号がスタートした年でもあり、「弁理士制度120周年」の記念すべき年でもあります。今年7月1日の弁理士の日には、弁理士制度120周年の記念式典がホテルニューオータニ東京にて挙行されました。記念式典には多くの来賓の皆様のご臨席を賜り、盛大に執り行われました。

私は、以前に広報センターの会誌編集部（その前はパテント編集委員会）に所属していたことがありまして、この「正副会長の活動報告」の執筆をお願いして査読する側でした。自分がこうして「正副会長の活動報告」を執筆する側に回ってみて、パテント誌の編集発行を手掛ける会誌編集部の方々に改めて感謝を申し上げます。

2. 会務報告

今年度私は、研修所、意匠委員会、経営基盤強化委員会、パテントコンテスト委員会、国際活動センター（副）と北陸会を担当させていただいております。

① 【研修所】

研修所は、弁理士登録前の実務修習に始まり、会員であれば、必ずお世話になる継続研修や、特定侵害訴訟代理試験（いわゆる付記試験）のための能力担保研修の実施など、多くの研修を実施しております。今年度も皆様により良い研修を提供できるように、研修所の正副所長をはじめとする委員の方が一丸となって頑張っています。また、今年度もグローバル人材育成研修を継続して行いますが、さらに、英文契約等の実務能力の向上を意図した研修の充実を図っていきます。

そして、先日公布された意匠法の大改正を含む特許法等の一部を改正する法律についての必須研修もこれから予定されております。

② 【意匠委員会】

意匠委員会では、意匠制度についての政策提言等を行っています。明治以来の大改正と言われる意匠法の大改正を含む「特許法等の一部を改正する法律案」は令和元年（2019年）5月10日に成立し、5月17日に法律第3号として公布されました。この2019年度改正意匠法は一部を除き2020年4月又は5月に施行される予定です。この意匠法改正により、意匠法の保護対象が拡大され、物品に記録・表示されていない画像であるインターネットのWebサイト画面や建築物の外装・内装などについても新たに意匠法の保護対象となりますし、関連意匠制度も実務的にかなり使い易い制度になります。

上記した研修所による必須研修を受ければこれらの改正についての知識を得ることができますが、施行日以降は意匠出願の増加が予想されますので、必須研修の開催を待つのではなく、是非改正意匠法を今のうちからチェックしていただき、ご自身のクライアントや所属している会社に「こういったものも意匠登録の対象になる」といった意匠法改正の話をしていただければと思います。

世界的に見ても、日本のデザイン力は目を見張るものがありますし、優秀なプロダクトデザインが顧客吸引力を発揮することは、疑いの余地はありません。ところが、世界の5大特許庁の中で、日本の意匠出願件数は最も少ない方のレベルにあります。日本製品はまだまだ意匠権による保護が図られる必要があります。国内の意匠だけでなく、外国への意匠出願やハーグ条約による国際意匠出願などもご検討いただければと思います。

また、今年は、意匠五庁（ID5）会合が日本で開催されます。日本弁理士会も、ユーザー団体としてID5の開催を積極的にサポートしていきたいと思えます。

③ 【経営基盤強化委員会】（含む旧弁理士業務標準化委員会）

昨年度までの弁理士業務標準化委員会は、今年度は経営基盤強化委員会に併合されました。経営基盤強化委員会では、弁理士事務所の経営基盤の強化に繋がるように、「特許事務所の間接費を削減するための間接業務のシェアリングや平準化手段」などを検討したり、経営基盤の強化に資するようなアプリの開発を検討したりしています。また、今年度も事業の承継や共同化の相手を探す場を提供すべく、弁理士同士の会員マッチングセミナーを大阪、東京、名古屋（初開催）にて開催する予定です。さらに、今年度は、事業計画の目玉である絆プロジェクトの一環として、他士業との繋がり場の提供すべく、他士業版のマッチングセミナーのような士業交流会（仮称）も開催する予定です。

そして、冊子「弁理士業務標準」の内容更新による第12版の作成及び会員への周知・宣伝なども行う予定です。

④ 【パテントコンテスト委員会】

パテントコンテスト委員会は、文部科学省、特許庁、INPIT（工業所有権情報・研修館）、そして日本弁理士会との4者の共催事業である「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を企画し実行しています。「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」の応募資格者は、我が国の将来を担う高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生になります。優秀賞（出願支援対象）に選ばれると、実際に特許庁への出願を支援することで、特許権又は意匠権の取得までの手続を体験す

ることができます。また、表彰対象者は、毎年、東京で開催される表彰式に招待されます。弁理士会はこのうち事前セミナーの実施、選考、出願の支援を担っています。2018年度の応募総数は発明が538件、デザインが650件で、それぞれ30件、31件の計61件が「優秀賞」を受賞し、さらに4件ずつが「主催者賞」に輝きました。本コンテストの応募者は年々増加しており、かなり盛り上がってきています。

⑤ 【国際活動センター】（副担当）

国際活動センターには、様々な部会がありますが、私は主に、日本情報発信部を担当しております。日本情報発信部では、日本弁理士会の英文HPの刷新を図るための作業などを行っております。また、その他の部会についても、国際活動センターの主担当である柴田副会長を精一杯支えていきたいと思えます。

⑥ 【北陸会】

北陸会は、今年度は、地域に根差した知的財産普及活動のほか、「北陸会」の名称変更の周知を図るための普及活動や広報活動の強化、地域の中小企業等に対する知的財産支援の実施を行っております。また、今年度は、北陸会発足記念として知財活用シンポジウムの開催などを行う予定です。

3. おわりに

今年度は、日本弁理士会役員会の公式ツイッター（@JPAA_jp）を開設し、弁理士会役員の活動などをツイートしております。ご興味のある方は是非フォローなどしていただければと思えます。

最後になりましたが、会員の皆様には会務運営にあたり多くのご支援やご協力を頂きましたこと、心より感謝しております。残りの任期も精一杯邁進して参る所存ですので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。